

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成27年12月24日(2015.12.24)

【公開番号】特開2015-98352(P2015-98352A)

【公開日】平成27年5月28日(2015.5.28)

【年通号数】公開・登録公報2015-035

【出願番号】特願2013-239832(P2013-239832)

【国際特許分類】

B 6 5 D 47/06 (2006.01)

B 6 5 D 47/20 (2006.01)

B 6 5 D 53/00 (2006.01)

A 4 5 F 3/18 (2006.01)

A 4 7 J 41/02 (2006.01)

B 6 5 D 47/08 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 47/06 Z

B 6 5 D 47/20 Y

B 6 5 D 53/00 Z

A 4 5 F 3/18

A 4 7 J 41/02 1 0 3 C

B 6 5 D 47/08 M

【手続補正書】

【提出日】平成27年11月5日(2015.11.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

容器本体と、前記容器本体の周側上部に着脱される肩カバーと、前記容器本体内に連通する飲料注出路が一体的に成形された飲み口と、前記飲み口を前記肩カバーに着脱可能に係止する係止部と、前記肩カバーに取り付けられた蓋とを備える飲料容器において、

前記係止部が、

前記飲み口の外側面に一体的に成形された第1の係止片と、

前記肩カバーの内側面に一体的に成形され、前記第1の係止片と係り合って前記飲み口を前記肩カバーに止める第2の係止片と

を備えることを特徴とする飲料容器。

【請求項2】

前記肩カバーと前記飲み口とが、前記係止部によって係止された第1の姿勢と、当該係止が解除された第2の姿勢とをとり、

前記第1の姿勢と前記第2の姿勢とをとる際に、前記第1の係止片及び前記第2の係止片の中の1つ以上が、撓み変形を生じる請求項1に記載の飲料容器。

【請求項3】

前記第1の係止片が前記第2の係止片の上側に配置されることによって、当該第1の係止片及び当該第2の係止片が係り合って前記飲み口を前記肩カバーに止める請求項1又は2に記載の飲料容器。

【請求項4】

前記第1の係止片及び前記第2の係止片が、前記肩カバーと前記飲み口との間に、周方向について均等な位置に複数配置されている請求項1から3のいずれか1項に記載の飲料容器。

#### 【請求項5】

前記蓋の内側に設けられ、前記飲料注出路を閉塞可能な蓋パッキンを備え、

前記肩カバーに対して前記飲み口が回動することによって前記第1の姿勢と前記第2の姿勢とをとり、

前記蓋パッキンが、前記蓋の閉じた状態で前記第1の姿勢から前記第2の姿勢をとる際に前記飲み口に当接して前記回動を規制する回動規制部を有する請求項2に記載の飲料容器。

#### 【請求項6】

前記飲み口が、前記飲料注出路を広口にせしめる様で延びる口当て部を有し、

前記回動規制部が、前記口当て部の内側面に当接する請求項5に記載の飲料容器。

#### 【請求項7】

前記肩カバーに対して前記蓋を開閉可能に支持する開閉支持部と、

前記肩カバーの周側部に設けられ、前記蓋を閉じた状態に保つ係止の解除操作を受け付ける操作部材と、

前記操作部材の内側に移動可能なロック片を有し、当該ロック片が第1位置に配置されることにより前記解除操作の受け付けを可能にする一方で、当該ロック片が第2位置に配置されることにより当該解除操作の受け付けを不能にするロック部とを備え、

前記ロック部が、前記操作部材を嵌める第1の溝と、前記ロック片を嵌める第2の溝と、前記第1の溝内および第2の溝内に連通する第1の開口と、前記第1の開口と対向する向きで第2の溝内に連通する第2の開口とを前記肩カバーに有し、

前記ロック片が、前記第1の開口と前記第2の開口と前記第2の溝とによって保持されながら前記操作部材の背後に摺動する請求項1ないし請求項6のいずれか1項に記載の飲料容器。

#### 【請求項8】

前記第2の係止片が、周方向一か所から突出した可撓壁からなり、

前記操作部材が、前記第2の係止片を上から覆うガード部を有する請求項7に記載の飲料容器。